

新大田市立病院建設事業設計業者選定のためのプロポーザル募集要項

1. 目的

大田市立病院は、これまで、大田二次医療圏の中核病院として、急性期医療を中心とした医療の提供や患者数が多いがん、糖尿病などの疾病への対応、さらには、救急や周産期などの政策医療を担ってきた。

今後も、引き続き、圏域の医療サービス向上のため、急性期医療や5疾病5事業に対応するとともに、地域で必要度の高い脳卒中、整形外科疾患、悪性新生物、糖尿病については、保健・福祉との連携により、予防から介護まで一体的な医療サービスの提供を行うこととしている。

しかしながら、病院施設のうち病棟や外来棟、治療棟など大部分の施設は既に築40年が経過し、老朽化の進行により、耐震性の確保が喫緊の課題である。さらには、施設の狭隘化や増改築による患者やスタッフの動線の複雑化など機能的でない施設配置になるなど、患者を含めた市民に安全安心な医療を提供していくためには、不十分な環境であることから、平成29年度中の開院を目指し、新たに病院を建設することとした。

平成23年の東日本大震災により、いっそう耐震性の重要度が増してきていることから、早期の建て替えを目指し、確実な事業の遂行を図るため、用地造成、外構、排水対策など周辺整備を含めた新病院建設事業に適した技術力及び創造力、調整力に優れた設計業者をプロポーザル（技術提案）方式により選定するものである。

2. 事業の名称

新大田市立病院建設事業設計委託業務

3. 事業主体

大田市・大田市立病院

4. 新病院の概要

- (1) 病床数 284床
(内訳：一般病床195床、療養病床85床（回復期リハビリテーション病棟40床含む）、感染症病床4床)
- (2) 延べ床面積 21,000㎡程度を想定
- (3) 病棟構成 一般病床（感染症病床含む）4看護単位、回復期リハビリテーション病棟1看護単位、回復期リハビリテーション病棟を除く療養病床1看護単位の計6看護単位による病棟構成を想定
- (4) 診療科 20診療科
(標榜診療科：内科、神経内科、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、精神科、小児科、外科、呼吸器外科、心臓血管外科、整形外科、脳神経外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、放射線科、麻酔科、眼科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科)

- (5) 概算事業費 70億円以内を想定（消費税別とする）
 ※概算事業費には、用地造成（工事中進入路工事含む）、病院本体工事、外構工事、解体工事、排水工事を含む。
 ※なお、病院本体工事（建築工事費、機械設備工事費、電気設備工事費）の建築工事単価は、285千円/㎡以内（消費税別とする。）とする。
- (6) 開院時期 平成29年度の早い時期
- (7) その他
- ・平成11年国から経営委譲時に建設した新館部分については、解体せず、保健・医療・福祉の連携拠点施設として活用することとし、今後、整備方針を定める予定であるが、病院との動線に配慮する。
 - ・駐車台数として、職員を含め500台を想定する。
- ※詳細は、別紙「新大田市立病院建設基本構想」及び「新大田市立病院建設部門別基本方針」による。

5. 新病院の立地条件

- (1) 建設地 大田市大田町吉永1428-3（現地での建て替えとする）
- (2) 敷地面積 59,000㎡程度
 （現有地の隣接地を新たに13,000㎡程度確保予定。別紙「敷地図」参照）
- (3) 用途地域 第1種中高層住居専用地域（建ぺい率60%、容積率200%）
 等 第1種住居地域（建ぺい率60%、容積率200%）
 建築基準法第22条区域
- (4) 進入道路 島根県道46号大田桜江線
- (5) 都市施設 （上水道）大田市、（下水道）公共下水への接続を想定、（電気）中国電力
- (6) その他
- ・既存施設は、新病院開院後に解体する。但し、新館及び医師宿舎は解体しない。
 - ・新病院建設に伴い敷地内の排水路の付け替え及び工事中進入路の設置が必要となる。
 - ・工事期間中の患者及び職員駐車台数分のスペースの確保が必要となる。
 - ・保育所が隣接しているため、保育環境に支障がないよう配慮する必要がある。

6. 委託業務内容

- (1) 病院本体の設計（基本設計）業務
- (2) 既存施設解体の設計（基本設計）業務
- (3) 土木工事の設計（基本設計）業務
- ・工事中進入路、用地造成、排水、外構、ドクターヘリ臨時離着陸場等病院建設における土木工事に必要となる設計
- (4) 設計に必要な地質調査
- (5) その他上記に関連する業務（開発協議、開発行為に伴う必要資料の作成等）
- ※宿舎工事の設計については別途発注予定（委託業務外）

7. 業務期間

契約締結から8か月以内とする。平成25年7月から平成26年2月までを想定。

8. 参加資格

(1) 参加資格者

本プロポーザルに参加できる者は、提出時において次に掲げる条件をすべて満たしている者とする。

- 1) 平成15年4月1日以降に、日本国内において280床以上の新築病院の基本・実施設計及び施工監理の履行実績があること。ただし、過去における設計共同企業体による実績については、その代表構成員のみを認める。
- 2) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく、一級建築士事務所の登録を受けている者であること。
- 3) 平成25・26年度大田市建設工事等入札参加資格者名簿への登録は、参加表明書提出期限までに入札参加資格審査申請を提出し、技術提案書の提出までに完了されていること。
- 4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- 5) 大田市建設工事等入札参加資格者に対する指名停止等に関する措置要綱（平成17年大田市告示第13号）の規定による指名停止を受けていない者であること。
- 6) 法人税、消費税及び地方消費税、主たる事務所の所在地の都道府県税、大田市における市税等を滞納していない者であること。
- 7) 協力事務所を加えることができることとするが、加える場合は、大田市内の事務所（平成25年4月1日以前から設置されていること。以下同じ）を積極的に活用すること。
- 8) 設計共同企業体での参加も可とするが、1）、2）の要件は設計共同企業体の代表構成員が満たすこととし、3）から6）の要件はすべての構成員が満たすこと。なお、構成員には大田市内の事務所を積極的に活用すること。
- 9) 設計共同企業体は、8）で示した要件のほか、次に掲げる要件を満たすこと。
 - ① 結成方式は、自主結成であること。
 - ② 代表構成員の出資比率は構成員中最大であること。
 - ③ 本委託業務履行後3月を経過するまで存続するものであること。
 - ④ 原則として、各構成員が対等の立場で一体となって設計業務を履行する運営形態であること。
- 10) 参加者又は設計共同企業体の構成員又は協力事務所が、他の参加者の協力事務所又は設計共同企業体の構成員となることはできないものとする。
- 11) 総括責任者及び各担当主任技術者は、参加者又は設計共同企業体の構成員から選任することとし、併せて、次に掲げる要件を満たすこととする。
 - ① 総括責任者及び意匠担当主任技術者は、一級建築士であること。
 - ② 構造担当主任技術者は、構造設計一級建築士であること。
 - ③ 電気設備担当主任技術者及び機械設備担当主任技術者は、一級建築士、建築設備士、技術士（技術士法（昭和58年法律第25号。以下「技術士法」という。）第4条に定める技術部門のうち、「電気部門」、「機械部門」に該当する資格を有する者）又

は設備設計一級建築士であること。

- ④ 総括責任者は、各担当主任技術者を兼務しないこと。また、各担当主任技術者についても、他の分担業務分野の担当技術者を兼務しないこととする。
- ⑤ 総括責任者は、平成15年4月1日以降に、日本国内において280床以上の新築病院の基本・実施設計及び施工監理の履行実績があること。ただし、設計共同企業体の場合は、代表構成員から選任すること。
- ⑥ 土木工事設計業務の担当主任技術者は、技術士（技術士法第4条に定める技術部門のうち、「建設部門」に該当する資格を有する者）又は同等の能力と経験を有する技術者であること。
- ⑦ 総括責任者及び各担当主任技術者は、契約日時点で配置できる技術者とし、直接的かつ恒常的な雇用関係（本プロポーザルの参加表明書提出日以前に3ヶ月以上）にあること。

(2) 参加不適格者

- 1) 本プロポーザル審査委員会の委員
- 2) 1) に掲げる者が自ら主宰し又は役員若しくは顧問として関係する組織、研究室に所属する者
- 3) 役員等（役員として登記又は届出されていないが、事実上経営に参画している者を含む。）が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）、又は暴力団関係者（暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の構成員及び暴力団に協力し、又は関与する等これと関わりを持つ者をいう。）と認められる者
- 4) 次の各号のいずれかに該当している者
 - ア) 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定に基づく破産の申立てがなされている者
 - イ) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続の申立てがなされている者
 - ウ) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続の申立てがなされている者

9. 本業務に求める提案

「新大田市立病院建設基本構想」の第3章、第4章にある理念や診療機能などの病院運営の考え方を踏まえた上で、第6章の施設整備方針に基づいた提案及び①本委託業務を遂行するにあたっての設計上のコンセプトや配慮事項、②担当チームの特徴、③業務への取組体制、④その他業務の実施方針について提案することを求める。特に、以下の（1）から（5）のテーマに関する施設設計の考え方に関する提案について重視し評価する。併せ、（6）についても提案すること。

- (1) 患者が利用しやすく、スタッフが働きやすい施設の考え方についての提案

- (2) 質を確保しながら、建設コスト、ランニングコストを低減するための提案
- (3) 病院敷地（約59,000㎡）内での施設配置（ゾーニング）の提案（施設は、病院、駐車場、ドクターヘリ臨時離着陸場（現在地からの移転可）、保健・医療・福祉の連携拠点施設として利用予定の現在の新館、医療及びスタッフ宿舎、院内保育所等のスペースとし、ゾーニングを示す。資料として鳥瞰イメージ図、アイレベルイメージ図を添付すること。）
- (4) 新病院建設に係る現病院の診療への影響を最小限に抑える作業の進め方への提案（資料として、基本設計から既存施設解体までの概略工程表を添付すること。）
- (5) 病院側の意向を設計に反映させる手法の提案
- (6) ・耐震性の確保に向けた提案
・環境にやさしいエネルギーの活用に向けた提案
・石州瓦及び地元産材利用に向けた提案

10. プロポーザルの手続き等

別紙「プロポーザルの手続き要領」による

11. 設計業務に当たり市が実施する事業

- (1) 用地の事前測量及び取得
- (2) 敷地内への水量の流入量の調査

12. 担当部署

〒694-0063 島根県大田市大田町吉永1428-3

大田市立病院 事務部 新病院建設室

電話：0854-82-0330 FAX：0854-84-7749 メール：shinbyouin@ohda-hp.ohda.shimane.jp

(別紙)

プロポーザルの手続き要領

1. プロポーザルの全体スケジュール (予定)

日程	内容
4月15日(月)	・プロポーザル募集の開始
4月25日(木)	・参加表明書に関する質問書の提出期限 ※質問書の提出は参加表明、若しくは参加を予定する者に限る。
4月30日(火)	・技術提案書に関する質問書の提出期限 ※質問書の提出は参加表明、若しくは参加を予定する者に限る。 ・参加表明書の質問書に対する回答
5月2日(木)	・現地説明会
5月8日(水)	・参加表明書の提出期限
5月10日(金)	・技術提案書の質問書に対する回答
5月27日(月) ～5月31日(金)	・技術提案書の提出期間
6月9日(日)	・第1次審査
6月30日(日)	・第2次審査

2. 参加表明書の提出

(1) 参加表明に当たっての提出書類 (※参加資格が判断できる資料を添付すること)

①参加表明書 (別紙様式1-1) 1部

※なお、設計共同企業体方式により参加する場合は以下2点の書類を添付のこと

・設計業務特別共同企業体結成届 (別紙様式1-2) 1部

・設計業務特別共同企業体協定書(写し) (別紙様式1-3) 1部

②事務所(企業)概要書、専門別分野技術職員の状況

(別紙様式2(その1)～(その2)) 20部

③事務所の業務実績、事務所の主要業務実績

(別紙様式3(その1)～(その2)) 20部

④協力事務所の概要 (別紙様式4) 20部

⑤選任誓約書 (別紙様式5) 20部

⑥総括責任者及び主任技術者の実績 (別紙様式6 その1～その3) 20部

(2) 提出期限

平成25年5月8日(水)午後5時まで

(3) 提出先

〒694-0063 島根県大田市大田町吉永1428-3

大田市立病院 事務部 新病院建設室

電話：0854-82-0330 FAX：0854-84-7749 メール：shinbyouin@ohda-hp.ohda.shimane.jp

(4) 提出方法

持参、郵便とする。(直接持参の場合は、平日の午前9時から午後5時までの間とする。
郵便の場合は、提出期限の午後5時までに必着とする。)

3. 質問書の受付と回答

(1) 質問書の提出書類

質問書(別紙様式7)

(2) 質問の対象者及び事項

- ・対象者は、参加表明書を提出した者、若しくは参加を予定する者とする。
- ・質問事項は本プロポーザルの提出書類に関する事項とする。

(3) 提出期限

- ・参加表明書に関する質問 平成25年4月25日(木)午後5時まで
- ・技術提案書に関する質問 平成25年4月30日(火)午後5時まで

(3) 提出先

参加表明書の提出先と同じ。

(4) 提出方法

持参、郵便、FAX、メールとする。(直接持参の場合は、平日の午前9時から午後5時までの間とする。郵便、FAX、メールの場合は、提出期限の午後5時までに必着とする。)

(5) 質問書に対する回答

- ・参加表明書に関する質問に対しては、平成25年4月30日(木)までに大田市及び大田市立病院のホームページにて回答する。
- ・技術提案書に関する質問に対しては、平成25年5月10日(金)までに参加表明書を提出した者すべてに回答する。

4. 現地説明会の開催

(1) 日時：5月2日(木)午後1時30分から

(2) 場所：大田市立病院

(3) 留意点

- ・現地説明会への参加を希望する者は、現地説明会参加申込書(様式自由)を4月30日(火)までに、持参、郵便、FAX、メールのいずれかにより、参加表明書の提出先に提出すること。申し込みのない者の参加は認めない。
- ・参加人数は1事務所当たり2名までとする。
- ・現地説明会への参加がない場合でもプロポーザルに参加できるが、現地説明会での説明事項は既に了解されたものとみなす。なお、診療等に支障をきたす恐れがあるため、現地説明会以外での病院敷地及び建物内の見学は控えること。

5. 技術提案書の提出

(1) 技術提案書の提出書類

- 1) 技術提案書（別紙様式8）
 - 2) 業務の実施方針等（別紙様式9）
 - 3) テーマに対する技術提案（別紙様式10）
 - 4) その他資料として、鳥瞰イメージ図、アイレベルイメージ図、概略工程表、委託業務の参考見積書を添付すること。
- (2) 提出期間
平成25年5月27日（月）から5月31日（金）午後5時まで
- (3) 提出先
参加表明書の提出先と同じ。
- (4) 提出方法
持参、郵便とする。（直接持参の場合は、平日の午前9時から午後5時までの間とする。郵便の場合は、提出期間最終日の午後5時までに必着とする。）
- (5) 提出部数
20部（委託業務内容の参考見積書は1部）

6. 審査及び結果の通知

(1) 審査方式

1) 審査委員会

次に掲げる委員で構成する「新大田市立病院建設事業設計業者選定審査委員会」により審査を行う。

所属団体・役職	氏名	摘要
島根大学医学部総合医療学講座教授	石橋 豊	
大田市医師会	須田 道雄	
島根大学大学院総合理工学研究科教授	丸田 誠	
島根県建築住宅課長	水津 史朗	
大田市立病院院長	西尾 祐二	委員長
大田市立病院	古家 寛司	
大田市立病院	岸 浩史	
大田市副市長	蓮花 正晴	
大田市市民生活部長	船木 三紀夫	
大田市建設部長	田中 功	

2) 審査基準

評価項目	評価事項	配点
事務所（企業）の実力	設計業務実績、代表作品、技術職員数	30
総括責任者及び主任技術者の経験及び能力	資格・経験年数、設計業務実績	
地元利用度	市内事務所の活用	
実施方針及び手法	業務理解力、地域精通度、取り組み姿勢	70
テーマに対する技術提案	提案の的確性、実現性、創造力	

(2) 第1次審査及び結果の通知

- 1) 日時 : 6月9日(日) 午前11時から
- 2) 場所 : 大田市立病院
- 3) 選定方法 : 書面審査とし、概ね5者程度を選定する。
- 4) 結果の通知 : 審査委員会終了後、審査結果を第1次審査対象者全員に文書で通知する。

(3) 第2次審査及び結果の公表

- 1) 日時 : 6月30日(日) 午前10時から
- 2) 場所 : 大田市立病院
- 3) 選定方法 : 応募者によるプレゼンテーションとヒアリングを実施の上、総合的に評価し、本業務の受託候補者を選定する。
- 4) 出席者 : 3名以内とする。なお、総括責任者は必ず出席すること。
- 5) 説明方法 : 別紙様式9及び別紙様式10を用いて説明すること。プロジェクター等の機器を用いた説明も可とする。
- 6) ヒアリング時間 : 45分程度(提案25分、質疑20分)
- 7) 結果の通知 : 審査委員会終了後、審査結果を第2次審査対象者全員に文書で通知するとともに、大田市及び大田市立病院のホームページに掲載する。

(4) 失格

次のいずれか一つに該当する場合は、失格とする場合がある。

- ・提出方法、提出場所、提出期限に適合しない場合。
- ・記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合。
- ・虚偽の内容が記載されている場合。
- ・審査委員に直接、間接を問わず、接触を求めた場合。

7. 委託契約

(1) 契約締結

第2次審査で最も高い評価を受けた者を、本業務にかかる第1位交渉権を与え、契約の交渉を行う。なお、実施設計業務及び施工監理業務の委託については、本業務の委託契約者と締結する予定である。

(2) 委託料の目安

委託料の額の算定に当たっては、国土交通省大臣官房庁営繕部「設計業務委託料算定基準」及び国土交通省技術調査課「設計業務等標準積算基準書」に準拠する。

(参考)

平成25年度大田市病院事業会計

資本的収支

支出

(款) 資本的支出 (項) 建設改良費 (目) 建物整備費 (節) 委託料 100,089千円

※委託料には、基本設計費、実施設計費(排水工事、工事中進入路工事、用地造成工事)、医療コンサル料、地質調査費を含む。

(3) その他

正当な理由なく本プロポーザルで提案した内容を履行しない場合、契約解除することがある。

8. その他

- (1) 選定結果についての異議申し立ては認めないものとする。
- (2) 応募に係る一切の費用は、応募者の負担とする。
- (3) 提案書に記載された総括責任者及び各担当主任技術者は、病休、又は死亡、退職等の極めて特別な理由があると認められる場合を除き、変更することはできないものとする。また、本業務受託候補者として選定後、総括責任者及び各担当主任技術者の配置ができないことが明らかになったときは、契約前であれば契約を締結しない場合がある。また、契約後であれば契約を解除する場合がある。
- (4) 提出された書類は返却しないものとする。
- (5) 提出された提案書の著作権は、元来、第三者に帰属するものを除き、それぞれの提出者に帰属するものとする。なお、提案書などの中で、第三者の著作物を使用する場合は、著作権法（昭和45年法律第48号）に認められた場合を除き、当該第三者の承諾を得ておくこと。第三者の著作物の使用の責は、使用した参加者が全て負うものとする。
- (6) 事業主体は、本プロポーザルに関する公表、展示、その他事業主体が必要と認めるときに、提案書を無償で使用することができるものとする。なお、提案書に含まれる第三者の著作物の公表、展示などの使用に関しては、使用した参加者が当該第三者の承諾を得ておくこと。